

# 催し・講座

市立博物館出張講座～工芸美術を体験しよう

## 市民センターでやきもの体験

【スープ皿を作ろう】  
型と粘土ひもを使って、口径16cmのスープ皿を1人1点作ります。講師

が釉掛け・焼成し、約1か月後に完成品を参加者に着払いで郵送します。  
対市内在住、在勤、在学の方(小学4年生以下は保護者同伴)  
※保護者は見学のみも可。  
日2月9日(日)午後2時～4時  
場小山市市民センター  
講kamakura山陶芸工房・檀上尚亮氏  
定30人(申し込み順)

費1000円(送料別)  
申1月16日正午からイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス  
コード200116Aへ。  
問市立博物館☎726・1531

忠生公園  
**定例自然観察会**  
【冬の野鳥観察】  
双眼鏡やフィールドスコープを使

って冬の野鳥を観察します。  
日2月2日(日)午前8時～10時(雨天中止)  
場同公園  
※集合は同公園自然観察センター(忠生がにやら自然館)です。  
定15人(申し込み順)  
申1月20日午前9時から直接または電話で同公園(☎792・1326)へ。

# 市民の広場

「市民の広場」は、市民の皆さんの交流や、仲間づくりを応援するコーナーです。  
サークル活動のイベントをお知らせする「おいでください」のコーナーと、会員募集を掲載する「仲間」があります。  
※活動内容の確認やトラブルの解決は、当事者間をお願いします(市は関与していません)。また、各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。  
※市民サークルに関する情報は  検索 の「団体・サークル紹介」でもご案内しています。

## 【コーナー掲載の申込方法】

- 必ず「掲載ルール」をご覧ください。   検索
- おいでください：毎月15日号です。掲載された場合、次は3か月後以降に申し込みます。申込期間＝掲載したい月の前月の1日～20日
- 仲間：年2回掲載で、次回は5月15日号です。次回申込期間＝2月15日～4月20日  
申込用紙と掲載ルールは広報課(市庁舎4階)で配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。   ☎724・2101

## おいでください 特定の期日に行うイベント

催し名	日時	会場	費用	連絡先	備考(対象等)
まちだ歌声の会主催 お茶とクッキーのある歌声	1月17日(金)午後1時30分開演	町田市民ホール第4会議室	1000円	まちだ歌声の会・菅☎729・1845	2月1日(土)、3月23日(日)予定
第59回小中学生書初展	1月18日、19日(土)9時～午後4時30分	町田市民ホール	無料	齊藤☎725・2367	4階ギャラリーで開催
令和2年新春太極拳を楽しむ会	1月18日、28日(土)午後1時～3時	和光大学ポプリホール鶴川	無料	ポプリ太極拳・青木☎735・7468	どなたでも 初心者歓迎
ナンパ歩き講習 健康長寿の歩き方、日本古来歩き	1月19日(日)午後1時～3時	町田市民フォーラム4階	無料	高橋英雄☎090・1200・0798	
哲学カフェまちだ～聞き対話(たいわ)話し対話!	1月21日(火)10時～12時	生涯学習センター他	無料	酒井☎070・3899・8627	気楽においで下さい
ピアノのある方、認知症予防にピアノ始めませんか	1月22日(水)1時から	生涯学習センター音楽室	500円	須佐☎722・3499 要予約	経験は問いません
泉水川柳会 楽しい川柳会です お気軽に	1月22日(水)午後1時30分～3時30分	わくわくプラザ町田3階	無料	大久保☎080・1143・0777	毎月1回開催しています
くるみ会ダンスパーティー(ミキシング有)	1月26日(日)午後1時30分～4時	木曾森野コミュニティセンター	500円	北村☎090・3232・7327	お待ちしています
荒谷俊治名誉市民記念まちだ・みんなのコンサート	1月26日(日)午後1時30分	町田市民ホール	2000円	町田市合唱連盟☎736・4271	
時代小説読み語り、乙川優三郎著「うつしみ」	1月26日(日)午後2時(開場1時30分)	中央図書館6階ホール	500円	池内☎070・2816・6672	予約不要です。お楽しみに
大河ドラマに因んで「明智光秀の謎の生涯に迫る」	1月26日(日)午後3時～4時45分	町田市民文学館	500円	三嶋培夫☎722・5677	お気軽にどうぞ
シュガーレディ 女性だけのラテンダンス講習会	1月27日(月)1時から	木曾森野コミュニティセンター	無料	上林☎792・1600	ラテンプロ指導
新春・ひまわり体操	1月29日(水)午前10時～11時30分	鶴川市民センター和室	無料	大野☎734・3953	どなたでも
朗読会花いかに発表会 良い本が揃いました	1月29日(水)午後2時から	中央図書館6階ホール	無料	田中敏雄☎727・0661	入場は直接会場へ
うたしあの会 みそづくり 大豆 麴 自然農法産	2月2日(日)午後1時30分～4時	鶴川市民センター第2会議室	2000円	久保☎090・5419・4637	
健康麻雀	2月4日(火)午前9時～午後3時30分	町田市民ホール	1000円	吉原☎090・2656・7711	お気軽に参加下さい
リベラトゥール弦楽合奏団第15回定期演奏会	2月9日(日)午後2時開演	和光大学ポプリホール鶴川	1000円	川原☎795・0489	当日券1500円
多摩アレルギー子の会	2月16日(日)午前10時～12時	小山市市民センター和室	300円	中尾☎797・6766	お子様連れ大歓迎!!
鈴木まもる講演会「絵本と鳥の巣の不思議」	2月22日(土)午後1時30分～4時30分	中央図書館6階ホール	500円	清水☎799・0467 要申込(チラシ参照)	各図書館にチラシあり

# 情報コーナー

●八王子年金事務所～高齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付します  
雑所得として所得税が課税される高齢年金等を受けている方へ、1月中旬から、2019年分として支払われた年金額と年金から控除された源泉徴収税額等を記載した「2019年分公的年金等の源泉徴収票」をお送りします。なお、障害年金や遺族年金は非課税所得のため、源泉徴収票は送付されません。複数の年金を受けている方や、公的年金以外に給与所得がある方等は、確定申告をする際に源泉徴収票が必要ですので大切に保管してください/紛失した場合等は再発行ができます   ☎0570・05・1165、050から始

まる電話の方 = ☎03・6700・1165、  
同事務所 ☎042・626・3511  
●八王子都税事務所～点字で課税の内容をお知らせします  
東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。対象となる税金は、個人事業税、自動車税種別割です。ご希望の方は、2月28日までにご連絡ください。令和2年度分から点字のお知らせを同封します   ☎03・5388・2925  
●東京労働局～労働基準法改正のお知らせ  
4月1日から、中小企業に対する時間外労働の上限規制が施行されます。時間外労働の上限は、原則として、「月45時間」「年360時間」となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなりま

す。臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働と休日労働を合わせて月100時間未満かつ2～6か月の平均を80時間以内とす

る必要があります。詳細は、東京労働局ホームページをご覧ください   ☎03・3512・1612、東京働き方改革推進支援センター ☎0120・232・865

# 子どものイベントカレンダー

- 詳細は、お問い合わせいただくか、町田市ホームページまたはまちだ子育てサイトをご覧ください。
- 子どもセンターただON☎794・6722  
【ただONパーティー6】  
子ども委員会「T・H・D!!!」と地域の方々を中心に開館6周年を祝う楽しいイベントを行います
  - 大地沢青少年センター☎782・3800  
【親子ピザクッキング】  
石窯・ドラム缶窯を使ってピザを作ります/石窯・ドラム缶窯の個人利用が可能になる講習会ではありません

# 暮らしに関する相談

名称	日時	対象	申し込み等
①法律相談	月～金曜日(27日～31日を除く)	市内在住の方	前週の金曜日から電話で予約 ※1月24日は予約受付を行いません。次回分は1月31日から受け付けます。
②交通事故相談	15日、22日、29日(水)	市内在住の方	相談日の1週間前から電話で予約
③人権身の上相談(人権侵害などの問題)	17日、24日(金)		電話予約制(随時)
④国税相談	21日(火)		電話予約制(次回分まで受け付け)
⑤不動産相談	28日(火)		
⑥登記相談	16日(木)		
⑦行政手続相談	23日(木)		
⑧少年相談	28日(火)		午前9時～午後4時
⑨電話による女性悩みごと相談(家庭、人間関係、女性への暴力、LGBT等)	月～土曜日(祝休日、第3水曜日を除く)	市内在住、在勤、在学の方	電話で男女平等推進センター相談専用電話(☎721・4842)へ ※法律相談有り=要予約 電話で消費生活センター相談専用電話(☎722・0001)へ ※来所相談、電話相談ともに随時受付 ※土曜日は電話相談のみ
⑩消費生活相談	月～土曜日(祝休日を除く)	市内在住、在勤、在学の方	前週の金曜日午後4時までに、電話で住宅課(☎724・4269)へ ※第2・4月曜日(祝休日の場合は火曜日)に実施/第4月曜日は税理士も同席
⑪空家に関する相談(弁護士・税理士・宅地建物取引士)	27日(月)	市内に家屋を所有の方(空家・居住中間問わず)	